

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のB社C工場における資格取得日は昭和50年1月21日と認められることから、当該記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和50年1月21日から同年1月30日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入である旨の回答を得た。

申立期間①については、B社(本社)から同社の関連会社であるA社に異動し勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているわけではないことは承知しているが、間違いなくB社C工場に勤務しており、今後、この期間の空白が不利益になることも考えられるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の供述及びB社の回答により、申立人は、昭和48年7月21日付けで、B社(本社)から関連会社であるA社に異動し、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月のオンライン記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

て、事業主は不明と回答しているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、当時、A社で厚生年金保険の加入記録のある元同僚の供述によると、申立人が申立期間当時、A社からB社C工場に転勤し、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の現在の総務担当者は、「従業員が関連会社に異動する場合、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の日付は異動日で統一しており、当該異動日は21日か1日とするのが一般的である。A社とB社C工場は関連会社であるから、両社間を異動する際には被保険者資格の取得日と喪失日が同一になる様に処理するはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人はB社C工場において、昭和50年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A組合における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和23年8月1日）及び資格取得日（昭和24年4月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年4月1日まで
② 昭和23年8月1日から24年4月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和19年8月から25年2月までB会（昭和23年4月1日からはA組合に名称変更）に勤務したが、19年10月から厚生年金保険ができたと聞いたので、19年10月から厚生年金保険に加入しているはずであるが記録が無い。また23年8月1日から24年4月1日の期間も継続してA組合に勤務していたはずであるが、厚生年金保険の記録が無い。確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和20年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、23年8月1日に資格を喪失後、24年4月1日に同組合において再度資格を取得しており、23年8月から24年3月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認した厚生年金保険の被保険者となっている18人のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、全員が、「申立人は申立期間②にA組合で継続して勤務し、C業務の担当職員として業務内容に変更は無く、途中で退職したことは無い。」と回答していることから申立人が申立期間②においてA組合に継続して勤務して

いたことが認められる。

また、このうち3人は、「申立人は、勤務期間は厚生年金保険に加入し、保険料が給与から控除されていたと思う。」と供述している上、同僚はいずれも申立期間②において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の申立人のA組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から2,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年8月から24年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人及び同僚の供述から、申立人がB会に勤務していたことは確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B会は、昭和20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B会の継承組織であるD組合では、当時の記録等は廃棄され勤務実態等は不明と回答している。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月1日まで
昭和16年ごろから20年9月末までA社でB課に勤務していたが、厚生年金制度が女性にも適用開始となった昭和19年10月以降の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和17年に撮影された写真、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は昭和16年ごろから20年9月30日までA社に勤務していたと推認できる。

また、申立期間当時、申立人が勤務していたA社B課には、申立人や同僚の供述から10人程度の従業員が勤務していたとすると、申立人を含め9人の氏名が判明したが、オンライン記録によると、申立人を除く8人は同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員4人は、いずれも、「A社は事務管理がきちんとした会社であり、従業員であれば全員が採用と同時に厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年10月1日から20年10月1日まで厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同じ部署で勤務していた同年代の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は全喪し、事業を継承した事業所も不明であり、事業主に確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から10年3月まで
申立期間について、国民年金の加入手続や保険料納付を父がしてくれたと聞いているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は平成10年4月14日に付され、同日以降に6年4月15日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立人の基礎年金番号が付された時点では、申立期間のうち6年4月から8年2月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと主張しているが、申立人の父親は、「申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をした記憶が無い。」と供述しているほか、申立人も現在の年金手帳（平成10年4月ごろに取得）の前に年金手帳を受け取った記憶が無いと供述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に一切関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年5月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。A塾(B市C区、現在はD区)で国民年金の加入手続をしてもらい、塾に来る集金人に保険料を納付していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びE市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が現在保有する国民年金手帳記号番号は、F町(現在は、E市)において、昭和52年5月ごろに払い出されたことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間当時、B市C区に居住しており、G社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶も無い。

さらに、申立人は、国民年金保険料はA塾に来ていた集金人を通じて納付していたと思うとしているところ、集金人の氏名及び納付金額等についての記憶が定かでない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続に関与していないほか、申立人

が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 60 年 6 月 10 日から A 社で勤務しており、61 年 4 月 1 日から関連会社である B 社へ異動したはずであるのに、61 年 3 月が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は A 社での厚生年金保険被保険者資格を昭和 61 年 3 月 30 日に喪失し、健康保険被保険者証を同月 31 日に返納した後、B 社で同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、A 社から関連会社である B 社へは 61 年 4 月 1 日付けで異動となったものであり、異動時に被保険者記録に空白が生じるのは不自然であると主張している。

しかし、当時の A 社の事務担当者及び B 社の現事務担当者によると、両社の事業主は同一人ではあったものの両社は独立した別会社であり、申立期間当時、採用、給与処理等はそれぞれの事業所で行っていたとしている。また、両社が平成 4 年 9 月に合併するまで、両社間に人事交流は無かったと供述しており、両社間で給与支払事務、厚生年金保険料控除事務の継続処理がなされていたとまでは認めることができない。

事実、申立期間当時に両社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は申立人以外に無い。

さらに、B 社が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」による届出内容も、オンライン記録と一致している上、同被保険

者資格喪失確認通知書により、申立人と同日の昭和61年3月29日又はその翌日の退職が確認できる同僚2人にも、61年3月の厚生年金保険の被保険者記録は無く、このうち1人は同月の厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

加えて、雇用保険の記録から、申立人はA社を昭和61年3月29日に離職し、オンライン記録も一致していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月から同年3月まで
② 昭和34年1月から同年3月まで
③ 昭和35年1月から同年3月まで
④ 昭和45年ごろ

申立期間①、②及び③についてはA市にあるB社に、申立期間④についてはC市にあるD社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、同僚の供述により、具体的な勤務時期は明確でないものの、申立人が2か月から3か月の有期契約の臨時従業員として、B社に数回勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚は「当時、造船所では臨時従業員を厚生年金保険に加入させないのが普通であり、B社においても厚生年金保険に加入させておらず、保険料も徴収されていなかったと思う。」と供述している上、同人は、オンライン記録においてB社での厚生年金保険の加入記録が無い。

また、B社は「申立人の在籍を確認できない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和33年1月から35年4月までの期間に231人が被保険者資格を取得しているが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、オンライン記録及び商業登記によると申立人が勤務し

たとするD社は、E社から昭和36年9月に組織及び名称を変更しD社となっているところ、申立人がD社での同僚として氏名を挙げている二人と共に、名称変更前のE社で36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該同僚のうち一人は死亡しており、残る一人に確認したところ、「私がD社に勤務したのは昭和36年ごろの1度だけであり、その際、申立人も一緒に勤務していた。」と供述している。

さらに、D社に確認したところ、申立期間における申立人の在籍は確認できないとしている上、D社に勤務した期間について申立人から詳しく確認することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を昭和50年11月4日に特例納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、各申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務し、平成 7 年 4 月分給与から 3 月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、雇用保険加入記録、給与明細書及び同僚の供述から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 7 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者は「社会保険事務所への厚生年金保険の適用の手続が遅れ、平成 7 年 4 月に入って手続を行ったが、さかのぼっての適用は認められないとのことで、4 月 1 日での厚生年金保険の新規適用となった。このため、いったんは社員全員の 4 月分給与から 3 月分の社会保険料を控除していたが、保険料は数か月のちに本人へ返金した。」と供述している。

さらに、申立人はC社から新会社設立のため、平成 7 年 3 月 11 日にA社に転籍しているが、申立人と一緒に転籍した同僚（6 人）全員が申立人と同じ記録（C社を平成 7 年 3 月 11 日資格喪失、A社で同年 4 月 1 日資格取得）となっており、同僚の 1 人は「後日、保険料を数万円返還してもらったことを記憶している。」旨供述している。

加えて、申立人の配偶者の年金加入記録を確認したところ、申立期間につい

て国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替えの手続を行い、国民年金の保険料を納付しているほか、一緒に転籍した6人のうち5人も申立人と同様に配偶者について第1号被保険者への切り替えが行われている。

このほか、申立人が厚生年金保険に加入していることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。